

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例
制定について

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

非常勤消防団員として 35 年以上勤務して退職した者に対して支給する退職報
償金の額を改め、併せて刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の
施行により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴う
所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和47年那覇市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職報償金の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) [略] [別表 別記]	(退職報償金の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑(<u>刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。)</u>第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。)に処せられた者 (2)～(4) [略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10	10年以上15	15年以上20	20年以上25	25年以上30	30年以上

	年未満	年未満	年未満	年未満	年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

勤務年数	階級				
	団長	副団長	分団長	副分団長	団員
5年以上10年未満	239,000円	229,000円	219,000円	214,000円	200,000円
10年以上15年未満	344,000円	329,000円	318,000円	303,000円	264,000円
15年以上20年未満	459,000円	429,000円	413,000円	388,000円	334,000円
20年以上25年未満	594,000円	534,000円	513,000円	478,000円	409,000円
25年以上30年未満	779,000円	709,000円	659,000円	624,000円	519,000円
30年以上35年未満	979,000円	909,000円	849,000円	809,000円	689,000円
35年以上	1,079,000円	1,009,000円	949,000円	909,000円	789,000円